

第十一章 北東アジア安全保障複合体と地域制度 —六者協議の課題と展望

菊池努

はじめに—「北東アジア安全保障複合体」と地域制度

安全保障複合体を安定させるには、それを支える安定した制度的基盤が必要である。制度を通じて安定したルールや規範が関係諸国の間に共有されていることが望ましい。この制度的基盤は、勢力均衡のような競争的・敵対的な性格を帯びている場合もあれば、協力的安全保障のような協調的性格を有する場合もあろう。また、明示的なルールや規範によって関係が規定される場合もあれば、非公式のルールの積み重ねによって安全保障の制度が整えられる場合もあろう。

本稿の目的は、北東アジアに形成されている「安全保障複合体」を地域制度との関係で論じ、将来を展望しようとするものである。北東アジア安保複合体を規定してきたのは多様な二国間関係であるが、近年では地域制度構築の動きもみられる。本稿は、この中で2003年に始まった六者協議を取りあげ、地域制度の形成と発展の経緯を分析し、併せて今後の北東アジアの安保複合体を安定化させる装置としての六者協議の可能性を検討するものである。日米中三国はいずれも北東アジア安保複合体および六者協議の構成国であり、三国関係の動向が六者協議のそれに影響を及ぼすし、逆に六者協議の行方が日米中関係の行方にも影響を及ぼすことになる。

各国の安全保障が密接不可分の関係で結ばれている一定の地理的範囲にある国家群は「安全保障複合体 (security complex)」と呼ばれている。「密接不可分の関係」とは、例えばある国が軍事力を強化した場合、プラスであれマイナスの効果であれ、その影響を受ける関係にあることを意味する¹。こうした相互に影響を受ける国家群をひとまとめにしてそれを「安全保障複合体」という。この安全保障複合体を構成する国家群は、例えば軍事力の技術革新などの進展や紛争のあり方の変化に伴って地理的範囲を変えることもありうる。また、複合体の動態も、敵対的な関係が基調なもの（例えば軍事的な勢力均衡）もあれば、協調的なものが支配的な場合（例えば、軍事的信頼醸成）もあるし、それらの基調が時間とともに変化することもある。

安全保障複合体を管理する仕組みとして複合体を構成する諸国からなる地域制度が構築

され、それを通じて安全保障複合体の安定が図られることがある。例えば、冷戦期のヨーロッパでは、東西の政治・軍事的緊張関係は続いたが、戦争の勃発のような深刻な軍事的緊張に至らないように、相互の軍事的信頼醸成措置を導入し、交流を増大させて相手の意図を誤解しないようにし、それを通じて安保複合体の相対的な安定を図ろうとした。1975年に欧州で始まった CSCE（全欧安全保障協力会議）はそうした地域制度の代表的な事例である。

アジアには、古くから存在する二つの安全保障複合体がある。ひとつが東南アジア地域である。戦後独立した東南アジア諸国の間には、域内諸国の安全保障政策に敏感に反応する関係が形成されてきた。国家間関係が極めて不安定であったのである。1967年に発足した ASEAN（東南アジア諸国連合）という地域組織がこれまで行ってきた外交行動の核心は、この複合体を構成する諸国の安全保障に対する相互の敏感さを認識した上で、それが地域全体の不安定を増大させないように管理することにあつた。「紛争の平和的解決」という外交規範を各国が受け入れ、東南アジア諸国相互の関係を安定化させることが地域組織としての ASEAN の最も重要な課題であつた。

もうひとつが北東アジアであり、日本、中国、朝鮮半島、ロシア、台湾などを構成国とする「北東アジア安全保障複合体」と呼ぶべきものである。この安全保障複合体は、歴史的には朝鮮半島をめぐる諸列強の勢力争いという形で表れ、日清戦争や日露戦争、日本による朝鮮半島の植民地支配などをもたらした。この安全保障複合体は、第二次世界大戦後においても、主要列強による朝鮮半島をめぐる対抗という特徴を引き続き維持してきた。

ただ戦前の大国間の勢力争いという構図と比べると、戦後のこの複合体の動態は複雑であつた。冷戦の時期は、米ソ・米中の対抗関係を軸に、一方にはアメリカを軸とする日米同盟や米韓同盟が存在し、他方には中ソ同盟と中ソ双方と北朝鮮との同盟関係が存在したが、単純な二極構造ではなかつた。前者においては日韓の軋轢、後者においては中ソ対立が存在しており、それが安全保障複合体の動態を複雑にしていた。

今日、この複合体の中では、朝鮮半島（分断状態、平和体制の確立、北朝鮮の核・ミサイル開発）や中台関係などの既存の安全保障上の問題、日中間の地政学的競争、またより大きな文脈としては米中の競争と対立などが主要な課題として存在しており、それらの問題への対応がこの複合体の将来の姿を左右することになろう。日米中三国関係の今後は、この複合体の動態に大きな影響を及ぼすし、逆にこの複合体の動態が日米中関係に影響を及ぼす。

この安保複合体には地理的には遠方にあるアメリカが構成国となっている。政治的にも経済的にも、また軍事的にもアメリカは北東アジアの国際関係に深く関与した国である。ただし、地理的に遠方にあるというその特徴から、アメリカは北東アジアの安保複合体との関係がこれまで議論されてきたし、今後もそうであろう。つまり、その地理的遠隔性から、アメリカの「関与」や「撤退」が常に議論になり、それがこの複合体の動態に影響を及ぼしてきた。今後もそうであろう。例えば、アメリカの中には、日本や韓国に恒久的な軍事基地を維持する政策をアメリカは変更し、北東アジアの勢力均衡が不安定になったときのみ均衡回復にアメリカは関与するという方式に変えるべきであるとの主張（いわゆる「オフショア・バランシング（Off-Shore Balancing）の戦略」）がこれまでも唱えられてきたし、今後も提唱されよう。

歴史的には古くから存在する北東アジアの安全保障複合体の動態は、基本的には二国間関係を通じて規定されてきた。戦後の欧州と異なり、安保複合体全体を包摂する地域制度の構築は遅々としていた。地域制度不在の時代が長く続いたのである。

もちろん、北東アジアに安全保障複合体を管理する地域制度構築の動きがなかったわけではない。例えば、朝鮮半島をめぐる諸問題に対処する際に、これまでも様々な「2（南北）+4（米日中ロ）」という枠組みで議論されてきたのは、この安全保障複合体の存在が背景にあった。実際、朝鮮休戦協定が多国間協定という性格を持つ限り、南北が主軸になるにせよ、朝鮮半島の平和体制の形態が何らかの形で「多国間」の形式を取るであろうことは当然視されてきた。1975年のキッシンジャー米国務長官の多国間協議提案や80年代末の盧泰愚大統領の「北東アジア平和協議会議」構想、ドイツ統一方式に範をとった2+4構想など、いずれも多国間（南北+周辺の4カ国）の形式を取っていた。

90年代に入ると朝鮮半島では南北非核化共同宣言のような、南北二国間のローカルな制度を通じての対応が試みられた。南北非核化宣言は、NPT・IAEAという国際制度を補完し、北朝鮮の核開発に追加的な制約を課すものであり、それが履行されれば、朝鮮半島の非核化に大きな寄与をしたはずである。それは、保有する原子力施設に制限を課す（再処理施設とウラン濃縮施設は保有しない）と同時に、核関連活動の透明性を高めるという点でも意義のあるものになるはずであった。

第一次危機に対応して形成された米朝枠組み合意と KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）は、北朝鮮の核開発の背景にある地域的要因に対応すべく形成された地域制度である。ここでは、枠組み合意と KEDO が一体となって核問題の打開が試みられた。しかし第一次

危機に対応して形成された制度も、核問題を解決することはできなかった。

近年、六者協議や日中韓首脳会議などの新たな地域制度が形成された。六者協議は北朝鮮の核開発という事態を受けて始まったものであり、直接的には北の核問題が主要な議題である。北東アジア全体の問題がここでの議題になっているわけではない。また、六者協議についてはその政策実効性に常に疑念が表明されており、六者という「不毛の協議」を取りやめるべきであるとの主張もアメリカなどには根強い。ただ本稿では、六者協議が北朝鮮の核問題はもとより、北東アジアの安全保障複合体の安定に資する可能性（複合体を支える制度的基盤を六者協議が提供する）を引き続き有していることを本稿の分析を通じて明らかにしてゆきたい。

本稿の構成は以下である。1. で六者協議の制度的特徴と課題を検討する。朝鮮半島でのこれまでの制度的特徴、六者協議の合意文書などに示されている六者協議の制度設計などが検討される。2. では、六者協議を北東アジア安保複合体との関連で論じる。六者協議は直接には北朝鮮の核問題を扱う制度だが、北東アジアの安保複合体の動態に大きな影響を及ぼす可能性を秘めている。最後に、北東アジアで進行中の「パワー・トランジション」の観点から、日本の課題を論じる。

1. 六者協議の制度的特徴と課題

2003年8月に始まった六者協議は、関与・協調を通じて北朝鮮の核開発問題に対応しようという北東アジアの地域制度である。六者協議の課題は直接には北朝鮮の核問題であるが、それへの対応は、より広い北東アジアの安保複合体の動態に大きな影響を及ぼす可能性を秘めた地域制度であり、その行方はこの地域の新しい国際秩序の在り方に深くかかわる。六者協議は、単に北朝鮮の核問題だけでなく、北東アジアの将来を考える上で重要な意義を有する地域制度となっている。

北東アジア安保複合体を支える地域制度の形態をどのように考えればいいのか。南北を主軸にして、これに米中や日露が段階的に関与する「同心円的」多国間関係を考えることもできるし、2+4式のような単一の多国間制度を構築し、その中で多様な問題を処理する方式もある。これらに対して筆者は、二国間、三国間、四国間、地域制度、国際制度など、朝鮮半島の諸問題に対処する上で形成されるであろう複数の制度間の連携と調整の結果生まれるであろう「制度の束」が地域制度の鍵であると考え。そして、相互に連携・調整された制度間関係が、この安保複合体を支える事実上の多角的安全保障制度を形

成すると考える。六者協議は制度間連携を通じてそうした多角的安保制度を構築し、朝鮮半島はもとより北東アジアの安全保障複合体を安定化させる可能性を有している。

(1) 六者協議と制度間連携

なぜ多様な制度（二国間、三国間、地域、国際など）の連携と調整がこの安保複合体を支える地域制度として重要なのであろうか。ここでは朝鮮半島を事例に検討してみたい。

第一に、朝鮮半島には、取り組むべき多様な安全保障の課題がある。そして、それらは相互に密接に関連している。この結果、単一の問題だけを扱うアプローチは効果的ではない。例えば、北朝鮮の核問題は、米朝、日朝、中朝、南北、NPT・IAEA、安全の保証、休戦協定、経済協力などと密接に関連している。このため、北朝鮮の核問題の解決には、これらの多様な問題が同時に進展しなければならない。すべての問題を同時並行的に扱うという、包括的アプローチ (comprehensive approach) が問題解決の唯一の道である。「細切れのアプローチ (piecemeal approach)」は効果的ではない。

そうした包括的なアプローチは、一方で交渉の過程を複雑にするが、他方で北朝鮮との幅広い取引を可能にし、核問題解決のための政治的条件を改善できる。すなわち、核問題の解決には北朝鮮の大幅な譲歩が不可欠であるが、そうした「譲歩」が経済協力や安全の保証、国家間関係の正常化など、北朝鮮の政治・経済・安全保障環境の改善を伴うものであれば、交渉による打開の可能性も高まる²。

第二に、包括的アプローチが重要であるが、同時に、個別の問題に対応するには、異なる国家の参加と関与が必要である。すべての関係国がすべての問題に同等に関与するわけではない。ある問題は、二国間で効果的に対処できるし、別の問題は三国間や四者間、六者間で効果的に対応できる。例えば、休戦協定を平和協定に変えるという課題に効果的に対応できる国家の組み合わせは、核問題や経済協力、ミサイル問題に対応する国家群とは異なるであろう。

第三に、朝鮮半島における多様な安全保障の課題を念頭に置けば、それらに対処するための多様な制度がこの地域に形成されると予想される。つまり、二国間、三国間、四国間、六国間など、形態の異なる、またそれぞれの国家の関与の度合いの異なる、多様な制度が構築されることになる。例えば、DMZ (非武装地帯) での軍事的信頼醸成措置の導入には、南北のほかにアメリカの参加が必要になろう。また、休戦協定の平和協定への移行には、南北のほかの米中の参加が必要になろう。

第四に、世界で最も緊張した地域のひとつといわれる朝鮮半島であるが、奇妙なことに、この地域の平和と安定に寄与する数多くの制度がすでにくつも形成されている。1992年の「南北基本合意書」や「非核化共同宣言」、米朝間の1994年の「枠組み合意」（現在失効）、2002年の日朝間の「平壤宣言」など数多くの制度がある。

ただし、朝鮮半島においては、国家行動に対する制度の規制力が弱く、いったん形成された合意（制度）がその後履行されない場合が多いことである。朝鮮半島の合意の多くが二国間で結ばれたものであるが、どちらか一方のサボタージュによって、合意の履行が直ちに困難になる場合が多い。「南北基本合意書」や「非核化共同宣言」は南北関係を一定のルールの下で管理する上で重要なものであるが、北朝鮮はこの合意の履行をサボタージュしてきた。制度は存在しているが機能していないという状態が続いてきたということである。

第五に、制度の「弱さ」を制度間の連携によって強化できる。朝鮮半島の歴史を振り返ると、ある制度を他の制度とどのように結びつけるかが大きな政治的争点であったことに気づく。北朝鮮は様々な二国間、三国間の制度が相互に結びつく結果、自国への制約が強まることを懸念し、制度の「分断」を図ってきた。北朝鮮は日米韓中露などが相互に牽制しあう状態を維持し、それらの諸国間の連携と集団的な圧力が自国に加わるのを回避し、対外行動の自由を確保しようとしてきた。他方で韓国には、朝鮮問題での主体的な役割を果たしたいとの強い願望があり、それが対北政策にも反映し、他国との連携よりも自国の自主性を重視し、結果として単独主義的な行動をとることがしばしば見られた。この結果、韓国が北朝鮮との間に作り上げた数多くの実績（南北合意）のほとんどは、北朝鮮の一方的な事情で事実上破棄され、韓国側はこれを抑制する手段を持たないという状態になったのである。この意味では、韓国の「自主外交」は、北朝鮮を利してきたのである。

北朝鮮は制度間連携による自国の行動への拘束を懸念して、制度間の連携を極力回避しようとしてきた。制度相互を「分断」し、自国への集団的圧力が加わるのを回避し、分断された多数の制度を北朝鮮の側から操作できる余地を広げようとしてきた。例えば、北朝鮮は南北関係をその他の関係と切り離す姿勢を一貫してとってきた。そして、二国間主義（bilateralism）を重視する関係諸国の姿勢がそうした北朝鮮の戦略を可能にしてきた。

つまり、朝鮮半島の不安定の理由は、制度の不在にあるのではなく、朝鮮半島を巡る二（多）国間関係、地域制度、国際制度が相互に関連していないことにある。複数の制度を相互に結びつけ、一国による一方的なサボタージュを許さない仕組みを作り上げる必要が

ある。

第六に、制度間連携と調整は、異なる制度を同時に機能させる上でも重要である。この地域の安全保障の課題は多様であり、それぞれの安全保障上の課題に応じて異なる国家の組み合わせとそれぞれの関与が必要である。また、そうした多様な安全保障上の課題に同時並行的に取り組まなければ全体としての安全保障効果が期待できない。制度相互をどのように連携させるかが、地域の安全保障秩序にとって鍵なのである。

第七に、北朝鮮の核問題への対応においても、制度間連携という視点が大事である。北朝鮮の核問題は、第一義的には同国がグローバルな不拡散制度の規範やルールを誠実に遵守すれば解決する問題である。しかし、グローバルな制度だけでは対応できない。グローバルな制度はその普遍的性格ゆえに、地域固有の要因を考慮した解決策を生み出しにくい。グローバルな規範やルールの遵守を促すには、グローバルな制度を補完する、地域固有の問題に対応できる、地域独自の制度の構築が必要になるのである。「米朝枠組み合意」や KEDO はそうした地域制度である。

第八に、制度間の連携と調整が鍵であるとすれば、そうした連携や調整を行うための、関係する諸国すべてが参加するメカニズムがあることが望ましい。この目的は、直接的に安全保障問題を取り扱うというよりは、全体としての安全保障効果が最大化されるように、個別に形成された制度間の相互調整を行い、制度間連携のシナジー効果を高めることである。

仮に北朝鮮が非核化を約束し、核開発計画の破棄の手続きを進めたとしても、北朝鮮の核問題の「解決」（北朝鮮が完全に核兵器開発計画を放棄したことを国際社会が確認する）には、おそらく 10 年以上の時間が必要である（たとえば、非核化を全面的に受け入れたリビアの場合でも、非核化が完全に実現するまで 7 年以上の年月が必要であった）。関係するすべての諸国が参加するメカニズムは、長期にわたる連携と調整に不可欠である。この地域では二国間主義の傾向が強い点からも調整メカニズムが存在することが望ましいし、そうした相互調整（制度間の連携）を通じて、合意の履行に対する多角的な圧力が生まれ、従来のような二国間の制度の「弱さ」を改善しうる。

（2）制度間連携という観点から見た六者協議

制度間連携という観点から見たとき、六者協議は極めて興味深い事例である。2005 年 9 月の合意文書は、北朝鮮の核問題を解決するためには多様な制度の形成とそれらの連携と

調整が協議の成功の鍵であることを示している。

六者協議の合意文書は、北朝鮮が現存する核開発計画のすべてを放棄し、NPT・IAEAに復帰し、国際的査察の受け入れと朝鮮半島の非核化の実現を究極の目標としているが、同時に、米朝関係、日朝関係、南北関係、中朝関係、北朝鮮への経済援助・経済協力、休戦体制の平和体制への移行など、朝鮮半島の平和と秩序にかかわるほとんどすべての問題が同時並行的に進展しなければ、北朝鮮の核問題の解決は困難であることを示している。つまり、六者協議を進展させるには、問題ごとに異なる国家群からなる制度の構築が必要であり、かつそれらの中に密接な調整がなされる必要がある。以下、六者協議の合意文書をもとに想定しうる制度間関係を指摘したい。

(a) 「埋め込み型」の制度間関係

一般に国際交渉は、確立された国際法や外交慣行に基づいて行われる。その際、交渉の相手を「正当な存在」とすると相互に確認することが基本である。相手の存在を認めない外交交渉はそもそも成立し得ないからである。しかし、朝鮮半島においては、関係当事国の間すべてに外交関係が確立されているわけではなく、交渉の基盤が不明確であった。特に北朝鮮にとっては、「悪の枢軸」や「先制行動論」を唱える米政府から、「正当な交渉相手」とであると認められることが不可欠であった。

この点での米国政府の立場は近年変化した。1999年の米朝ベルリン合意の中ですでに北朝鮮が主権国家であることを米国政府は間接的に認めていたが、ブッシュ政権の発足以降はそうした言及を避けてきた。しかし、2005年9月の六者協議直前にライス国務長官は「北朝鮮が国連憲章のもとでの主権国家」であることを公式に認めた。第4回六者協議の合意文書の第2項は、この点を明確に指摘し、関係諸国の間に国際法や外交慣行などの国際社会の規範や原則が適用されること、また「主権の尊重」「平和共存」などの国連憲章の規範や原理を遵守することが確認された。

(b) 「入れ子型」の制度関係—国際制度と地域制度

六者協議は、直接には北朝鮮の核開発の問題を取り扱うが、仮に核問題で合意が得られるとすれば、その合意はNPT・IAEAと入れ子型の制度関係を形成するものであろう。その際、国際制度(NPT・IAEA)の規範とルールへの遵守を促す、地域レベルでの制度の構築が不可欠である。北朝鮮の核開発の原因は、北朝鮮ないし地域固有のものであり、それに

対処するには、「米朝枠組み合意」と同様に、北朝鮮に対する経済支援や多国間の安全の保障などを含む、地域固有の対応（地域制度の構築）が必要になるろう。

ただし、六者協議には「入れ子関係」を切断する側面もある。北朝鮮の核問題は NPT・IAEA を通じて、国連安保理とも連動している。すなわち、NPT・IAEA レベルで事態の改善がなされない場合には、国連安保理での制裁の議論に移行するはずである。実際、イランの核開発問題はそうしたプロセスを経て、今日、安保理での討議事項になっている。しかし、六者協議には国連安保理での協議を回避し、核問題を地域レベルで打開するという力学が働いている。逆説的だが、六者協議は、核問題を国連安保理の場で議論し、北朝鮮への外交圧力を高める道を北朝鮮が回避する手段になっている。すなわち、六者協議が「継続」している限り国連安保理での制裁の議論は困難であろうし、この間、北朝鮮の核開発が進行するというディレンマがある。

(c) 「クラスター型」の制度間関係

核問題を解決するための地域制度は、北朝鮮への経済協力や日米と北朝鮮との外交関係の確立、南北間での合意書や非核化共同宣言の履行、休戦協定の平和協定への移行、非武装地帯での兵力削減などを扱う制度とも連動するであろう。この過程ですでに KEDO が事実上その機能を復活させるかもしれない。それは、核問題を焦点にして、米朝・日朝・米朝・南北・中朝などの二国間関係、平和協定問題での四者協議、IAEA・国連（将来的には IMF や世界銀行など）などの国際制度を相互に結びつけ、クラスター型の地域構造を強化する試みであるとみることができる。

(d) 「重複型」の制度間関係

複数の制度が重複するとき、相乗効果を生む場合もあるが、それぞれの制度が異なるルールや規範を有する場合には対立を生み、全体としての効果が失われる可能性もある。核開発はこのひとつの事例である。例えば、核の平和利用に関して NPT の規定がある。ここでは、非核兵器保有国は原子力の平和利用に関して「奪い得ない権利」を有する。他方で 1992 年の南北非核化共同宣言は、NPT と非核化共同宣言という二つの制度を重複させることによって、北朝鮮の（韓国も）平和利用に追加的な制約を課すものである。

北朝鮮の核兵器開発を阻止する上で北朝鮮を除く五者の意思は一致しているが、「核開発計画」の中身を巡って各国の意向は一致していない。このことは、制度間関係でいえば、

核に関して複数の制度が重複しており、その間で対立が生まれていることを意味している。つまり、NPT は「平和的な」核の利用を認めており、北朝鮮が NPT に復帰した場合、国際社会は原理的に北朝鮮の「平和的な」核開発を禁止できない。ウラン濃縮や再処理も「奪い得ない権利」のひとつであると考えられている。92 年の「南北非核化共同宣言」では、南北が保有することを禁じられているのは、再処理施設やウランの濃縮施設など核兵器の製造に直結する施設・設備および物質の保有であり、原子力の平和的利用は認められている。他方でアメリカ（日本も）は、原子力の平和利用も禁止する CVID（完全で不可逆的かつ検証可能な核計画の放棄）を求めている。

六者協議の共同文書の文言はこの点で微妙である。北朝鮮への軽水炉の提供を「適当な時期に」検討するという文言だけを見れば、この文書は北朝鮮の平和的な核開発を原理的に認めている。これを長期的な課題として解決してゆくことは可能であるが（例えば北朝鮮が今後、各国との合意を誠実に履行して、国際ルールを遵守する国家であることを示す）、短期的にこの問題の解決を迫る（実際そうした要求を北朝鮮は行っている）ならば、解決は困難であろう。

(e) 制度間連携と調整の場としての六者協議

朝鮮半島の多国間安保制度の構築過程は、すでに指摘したように問題領域ごとに異なる国家群による制度形成という形をとるであろうが、その際に重要なことは、問題領域が相互に強く関連していることから、それぞれの制度間の連携と調整が十分になされることである。制度間の連携によるシナジー効果を高めることが大事である。

そうしたプロセスは、北朝鮮の核問題の「解決」（北の核開発への懸念が払拭される）におそらくは 10 年以上の時間がかかる（その間、北朝鮮の「核疑惑」は残る）ことを考えると、極めて長期にわたるものになろう。そうであるとすれば、問題領域ごとに形成される制度の連携と調整の仕組みが必要である。北朝鮮の核開発計画の破棄の速度にあわせて、関係諸国の対北朝鮮政策を調整する場が必要である。二国間主義の傾向が根強く残っている朝鮮半島では、とりわけそうした調整のメカニズムが必要である。北朝鮮による制度の「分断」を防ぐためにも、そうしたメカニズムが重要な役割を果たす。

六者協議の役割はそうした制度間調整の場として捉えることができる。そして、異なる問題領域ごとに形成されるであろう多様な制度が相互連携し、歩調をそろえて前進する結果生まれるのが朝鮮半島の多国間安保制度であろう。つまり、朝鮮半島の多角的安全保障

制度とは、単一の多角的制度を構築することではなく、相互に調整され、統合された制度間のネットワークが事実上の多国間安保制度になるということであろう。

北朝鮮の核問題で、短期間で解決を目指す「グランド・バーゲン (grand bargain)」はありえない。仮に「グランド・バーゲン」が行われたとしても、おそらくその後 10 年以上にわたって合意の履行を確認する長いプロセスが必要である。その間、二国間主義が根深いこの地域において、制度間連携と調整を行うことができるのか、関係諸国にとって大きな挑戦である。

2. 北東アジア安保複合体と六者協議

(1) 動態と課題

六者協議のこれまでの経過を振り返ると、多種多様な地域固有の問題に同時に取り組まなければ、北朝鮮の非核化を実現することは困難であることがわかる。同時に、それらの多様な問題も、ひとつひとつの問題ごとに異なる国家群の、異なるコミットメントを必要とする。個々の問題に対応するには、異なる国家の参加と関与が必要である。すべての関係国がすべての問題に同等に関与するわけではない。ある問題は、二国間で効果的に対処できるし、別の問題は三国間や四者間、六者間で効果的に対応できる。例えば、休戦協定を平和協定に変えるという課題に効果的に対応できる国家の組み合わせは、核問題や経済協力、ミサイル問題に対応する国家群とは異なるであろう。つまり、六者協議という地域制度の中に、これらの多様な問題に取り組むための多様な制度が形成されることにならざるをえない。六者協議という制度は、単一の制度として存在するのではなく、さまざまな制度の集合体 (束) として理解することが必要である。

地域制度としての六者協議をサブ制度の集合体であると捉えたとすると、制度の相互関係に着目する必要があるということである。確かに六者協議の中核には米朝関係 (二国間の制度) がある。この二国間関係が進展しないと、六者協議という制度は実質的な成果を生まない。しかし、このことは米朝二国間で六者協議を主導し、北朝鮮の核問題を解決に導くことができるということではない。六者協議という制度が進展するには、すでに述べたように多様な問題に同時並行的に取り組む必要があり、米朝合意もその履行に際して他の諸国の支援が不可欠である。つまり、六者協議という地域制度が内包しているサブ制度の相互関係のあり方が、六者協議という地域制度の政策アウトプットに大きな影響を及ぼすということである。

制度の連携と調整を通じて、制度の「弱さ」を補強できる。朝鮮半島の地域構造の脆弱性の理由のひとつは、この地域の国際関係の基本が二国間関係中心であることにある。北朝鮮と IAEA、米朝、日朝、南北、中朝関係など、二国間主義がこの地域の国際関係の基本にある。この結果、二国間で結ばれた合意が履行されない場合が多い。本論文で指摘したように、朝鮮半島にはこの地域の平和と安定に寄与する数多くの制度が形成されており、それが機能すれば、この地域は現在よりもはるかに安定した地域になっていたはずである。しかし、国家行動を規制する上での制度の拘束力が弱く、一方のサボタージュで合意が履行されない状況が続いた。制度の連携と調整を通じて、国家行動への拘束力を高め、合意の履行を促すことができる。

例えば、第一次核危機は米朝枠組み合意によって一旦収束する。この合意は米朝二国間のものであったが（二国間の制度）、これを補強する制度間関係がこの二国間関係の周辺に形成されていた。ひとつは KEDO であり、ここには日韓両国や EU などが参加した。別の言葉で言えば、ローカルなガバナンスを強化する制度間関係形成の試みがなされた。ただしこれが脆弱なものであったことがやがて明らかになる。現在進行中の六者協議は、この脆弱性を取り除くものでなければならない。

六者協議を北朝鮮の核問題に直接的に取り組む制度ではなく、内部に多様なサブ制度を含んだ、サブ制度間の制度連携と調整のメカニズムとして理解することが重要である。これまで述べてきたように、六者協議は、北朝鮮の核危機を平和的手段で解決する制度として設立されたが、核危機の解決のために取り組まなければならない多様な課題のほとんどすべては、二国間、三国間あるいは四国間の交渉で実質的に取り組むべき問題である。六者協議が作業部会を設置したことは、この反映である。そして、核問題を解決するには、こうした多様な問題に同時に取り組み、それぞれにおいて成果を挙げなければならない。六者協議の役割は、こうした個別の取り組みの間の調整、つまりサブ制度の間の調整と連携にある。

そして、この調整のプロセスを円滑に進めることができるかどうかには六者協議の成否は大きく依存している。というのも、北朝鮮の核問題の解決には、長期の時間が必要であるからである。北朝鮮の核問題の短期的な解決は困難であり、長期間をかけて段階的にプロセスを進展させる以外ない。というのも、北朝鮮の核問題を解決するための外交は、相互に敵対し、根強い不信感を相手に対して有している国家同士の交渉であり、そこには「コミットメントの問題」が不可避免的に生じる。したがって交渉はひとつひとつのステップを

積み重ねて、相手が約束を履行しているかどうかを逐一チェックしながら進むというものにならざるをえない。六者協議の第4回会合で合意された「行動対行動の原則」は、相互に強い不信感、警戒感を持つ国家間の目標実現の方途でもある。

1994年の米朝枠組み合意もそうであったように、北朝鮮との核廃棄の合意は「信頼」に基礎をおくものではない。強い相互不信を前提にした合意である。従って、合意の履行にあたっては、段階を追って、それぞれの段階で必要な措置を講じたかどうかを慎重に検証し、双方の行動を確認した上で次のステップに進むという方法以外に解決の道はない。北朝鮮と六者協議に参加している多くの諸国との不信感は、一挙にこの問題を前進させることを妨げてきたし、今後も妨げよう。

このように六者協議という地域制度をとらえたとき、六者協議の機能と役割は、朝鮮半島というひとつの地域のガバナンスのあり方そのものと深く関連しているだけでなく、非核化という分野でのグローバルなガバナンスのあり方にも大きな意義を有しているということである。

六者協議が取り組むべき課題は、朝鮮半島（北東アジア）の平和、安定、繁栄にかかわるほとんどすべての問題領域である。つまり六者協議が取り組もうとしているのは、直接的には北朝鮮の非核化であるが、それを実現するには、この地域の国際関係を転換し、平和と安定の構造を作り出さなければならないということである。また、それを通じて国際的な不拡散制度の強化にも貢献しようというものである。地域（ローカル）のガバナンスとグローバルなガバナンスという二つの課題に取り組むということである。

六者協議の制度的特徴をこのようにとらえたとき、北東アジアの多角的安保システムのあり方について、従来と異なる概念化が可能になると思われる。北東アジアの多角的安保システムに関しては、2+4方式やCSCEの北東アジア版などさまざまな構想が提案されてきた。これらはいずれも単一の地域制度を構築することでこの地域の安全保障問題に多国間で対応しようとするものである。しかし、そうした単一の地域制度の内部構造についてはほとんど議論されていない。あるいは他の地域のモデルをそのまま北東アジアに持ち込んだだけのものがほとんどである。これに対して本論文の主張は、六者協議を軸にした、多様な制度の連携と調整のプロセスが「事実上の」多国間安保システムを形成するということにある。

関係諸国間の根強い不信感・警戒心を念頭に置けば、六者協議を軸にしたサブ制度間の制度調整の過程は漸進的に、「小さな相互の約束」を積み重ねて、約束の履行を確認

しつつ、緩やかに進むはずである。このプロセスは相当長期間にわたって続くと考えられる。この意味で北朝鮮の核問題で「グランド・バーゲン」「パッケージ・ディール」はありえない。また、仮にそうした大きな合意が可能だとしても、最終目標に至る過程を細分化し、それぞれの段階で相手の合意の履行を確認し、相互の信頼を高め、さらに次の段階に進むという漸進的なプロセスを積み重ねる以外に解決への道はない。その結果、大きな合意によって核廃棄のプロセスが順調に進んだとしても、われわれが北朝鮮の核放棄を確信するまでに10年を超える長期の時間を必要とするものかもしれない。そうした長期にわたるプロセスと、それを通じて行われるであろう制度の連携と調整こそが、「事実上の」多角的安保システムを形成するのである。

つまり、北東アジアの多国間安保システムとは、関係諸国が2+4方式や北東アジア版CSCEに合意すればすぐに生まれるものではなく、長期にわたる忍耐強い制度調整を通じて関係諸国（少なくとも北朝鮮を除く5カ国）の間で制度調整の外交規範とルールが共有されるプロセスそのものを言うのである。ここでは、2+4や北東アジア多国間安全保障フォーラムのような単一の多角的制度を構築するかどうかは問題なのではなく、相互に調整され、統合された制度間のネットワークが構築できるかどうか肝要なのである。六者協議は北朝鮮の核危機に対応するためのアドホックな地域制度として設立されたものであるが、制度間の連携と調整を通じて、北朝鮮の核問題に限定されない、この地域の安全保障問題一般をマネージする制度としての機能を持つに至るかもしれない³。

（2）北東アジア安保複合体の安定と六者協議

制度の調整と連携に着目したとき、六者協議は、北朝鮮の核問題への対応をこえて、北東アジアの国際関係の力の変動が地域を不安定化するのを防止し、より安定した地域秩序構築への動きを促す役割を期待できるということである。仮に北朝鮮の核開発計画の廃絶が困難であったとしても（北朝鮮が核兵器開発を放棄したことをわれわれが確信するに至らない、核保有の疑念が残る状態であっても）、主要諸国間で長期にわたる制度調整が行われるならば、北朝鮮の核の脅威は相当程度封じ込めることができるであろうし、さらに国家間関係が流動的な北東アジアの国際関係の安定化への貢献が期待できる。つまり、逆説的だが、主要諸国間で継続的な制度調整の努力が維持できれば、仮に北朝鮮が全面的な核の放棄をしない場合でも、北朝鮮の核の脅威は相当程度押さえ込めるであろう。つまり、北朝鮮の核開発能力を最小限にとどめ、保有する核物質の兵器化を阻止できるならば、仮

に北朝鮮が全面的な核放棄（アメリカのいう CVID 方式）がなくとも、関係諸国の制度調整を通じて北朝鮮の核の脅威を最小限にとどめることは可能であろう。これは北朝鮮の核という共通の脅威（もしくは「不安定要因」）に対して、これを最小限に押さえ込むことを共通の目標にして主要諸国間の協調体制ができるということであり、それは大国間関係が変動しつつある北東アジアにあって、国際関係を安定化させるという効果を持つ。六者協議を基盤に、北東アジアに主要諸国間の協調（concert of powers）の制度が緩やかに形成されるということである。この効果は、北朝鮮の核開発を契機にした制度連携と調整の結果生まれうる副産物だが、地域の安全保障環境の改善という点では、より大きな効果といえるかもしれない。この意味で、六者協議は、北朝鮮の核問題を越えて、北東アジアの地域秩序のあり方そのものにかかわる大きな意義を有しているといえよう⁴。

3. 今後の展望と課題

(1) パワー・トランジションの行方

20 年ないし 30 年先を展望したとき、いくつかの要因が北東アジアを含む東アジア、アジア太平洋の地域制度の行方を作用しよう。第一は、中国の経済発展の行方である。中国が今後も高い経済成長を維持し続けることになるかどうかである。これは中国の軍事的な動向と国内政治体制の動向にも大きな影響を及ぼそう。第二は、アメリカの地域への関与が継続するかどうかである。アメリカ経済の行方やアメリカの世論の動向がそれに影響しよう。第三は、日本の経済的将来である。90 年代初頭から続く日本の経済的低迷が継続されるのか、それとも新たな経済復活を遂げ、アジアの有力国としての経済的資源を保有できるかどうかである。また、これと関連して、政治の不安定の時代に終わりを告げ、国内的に強い政治指導力を有した政権が生まれるかどうかである。第四は、北東アジアに関しては、朝鮮半島の将来という問題がある。朝鮮統一が実現する可能性は十分にあり、統一朝鮮の対外路線が変更になるのかどうかは地域制度のあり方にも影響を及ぼそう。また、それは日中韓（統一朝鮮）のナショナリズムの動向にも影響を与えよう。

(2) 北東アジアの地域制度のシナリオ

(a) 中国を中心にした地域制度形成

中国の経済成長が持続し、日本や韓国（統一朝鮮）の対中経済依存がさらに増大し、これに対し、日本やアメリカの経済が引き続き低迷する場合、アジアでのアメリカの力は相

対化し、日韓の対中経済依存の高まりとあいまって、アメリカを中心とする同盟のネットワークは弛緩せざるをえまい。日韓の米軍基地に関して、アメリカ国内でも撤退論が強まり、Off-Shore Balancing の主張が受け入れられやすい環境が生まれるであろう。アメリカによる対日、対米安全保障コミットメントに対する疑念が日韓両国においても高まり、安全保障政策の根本的な見直しを迫られる可能性もあろう。

経済に関しては、北東アジア諸国の対中依存（特に消費市場としての中国）が強まり、北東アジアには中国モデルの FTA が結ばれることになるかもしれない。自由や民主主義といった国内的価値は国家関係において後方に後退し、伝統的なウエストファリアの国際規範が北東アジアの国際関係を律することになろう。そして、その一方で、中国の日韓への影響力は格段に高まり、中国に対するヘッジ戦略の中心は、対中関与と協調になろう。牽制や均衡を求める行動はますます困難になろう。

中国の力が圧倒的に強くなった場合、中国は引き続き北朝鮮の存続のために支援を提供し、北朝鮮が事実上の中国の衛星国化し、朝鮮半島の分断状況は固定化する可能性もある。六者協議は中国が事実上主導するフォーラムとなり、北朝鮮の核問題の行方は中国の政策に大きく依存しよう。

(b) リベラルなアジア秩序

戦後アジアの国際関係を規定してきた、アメリカを中心にしたリベラルな秩序が維持され、中国もこの秩序の中で責任ある大国としてふるまうシナリオである。これには、中国の政治体制の転換（共産党の一党支配から、民主主義や人権を尊重する自由民主主義国に中国が転換する）が必要であろう。朝鮮半島においても、日本やアメリカと価値を共有し、両国との協調を重視する統一朝鮮が生まれ、価値を共有する大国間協調の地域制度が形成されるかもしれない。日本にとって最も望ましいシナリオであろう。

ただ、政治体制の収斂が仮に起こったとしても、この地域の諸国に台頭するナショナリズムは今後も強まると予想され、それが北東アジア安保複合体の動態に悪影響を及ぼす可能性は高い。（これは日本と韓国という自由民主主義国相互の関係の歴史を振り返れば容易に理解できよう）。つまり、関係諸国がリベラルな秩序を受け入れたとしても、歴史に根差すナショナリズムの拮抗状態は継続し、それが安保複合体に緊張と対立を生むことになろう。従って、そうした緊張と対立を抑制する制度の樹立が不可欠であり、六者協議は冷戦終結後の欧州の OSCE（欧州安全保障協力機構）のような地域制度にその役割を変化させ

てゆく必要がある。

(c) 競争的共存

これはいわば「現状維持」のシナリオである。中国の経済成長が鈍化し、日本やアメリカの経済力が復活し、これらの諸国の間に経済的依存関係が引き続き維持されるケースである。経済的な依存関係が深まる一方で、いずれの国（特に中国）も突出した経済力を有しない。中国の政治体制の転換も起こらない。

この場合、仮に経済成長が鈍化しても、中国は引き続き軍事力の近代化を進めるであろう。この結果、軍事的な対抗関係は存在し続けることになり、アメリカを中心にした同盟のネットワークは継続し、日本も韓国も同盟の機能的運用を安全保障政策の基本に位置づける。また、日米韓と中国の間の政治経済的な価値の対立（民主主義、人権、開発モデル）は存在することになる。

朝鮮半島においては、中国は引き続き非核化よりも「安定」を重視し、北朝鮮に対して様々な経済的、政治的支援を提供し続けるであろう。特に、中国の指導部が「コンセンサス」を重視する意思決定方式を今後も採用する限り、中国国内での対北朝鮮政策の見直しを求める声があったとしても、大きな政策転換は困難であろう。北朝鮮という国家の存在は中国の戦略的利益に合致する面を有しており、北朝鮮への経済的支援はその利益からすると決して大きな負担ではないとする中国専門家の意見もある。引き続き中国は北朝鮮の体制の動揺を抑えるための支援を惜しまないはずである。

こうしたシナリオでは、経済的な依存関係を維持し、経済的な対立を管理し、また軍事的、政治的対立を管理するための政治的な枠組みとしての地域制度（現状維持のための地域制度）の役割が大きくなる。六者協議の課題は、各国の価値や利害の対立を前提にして、地域の安定のための最低限の了解（例えば、北の核のこれ以上の開発を阻止する、北朝鮮の体制危機の際に単独行動をとらないなど）を関係諸国の間で確保することが最も重要な課題である。

(d) 混沌・混乱

第四は、混沌と混乱のシナリオである。中国の混乱（経済の低迷、国内統治の不安定）、統一朝鮮の国内不安定、日本の経済的低迷、アメリカの経済不振とアジアへのコミットメント維持への懸念の増大、北東アジアの経済依存関係の弱まり、各国での狭量なナショナ

リズムの高揚などがその特徴となろう。

このシナリオでは、地域制度を通じて各国の利害を調整しようという動機は弱まり、各国は自国の利害を最優先した自主独立の政策を展開することになり、北東アジアの国際関係は古典的な権力政治と勢力均衡が規定するものとなろう。六者協議もそうした権力政治の舞台となり、北朝鮮の非核化の達成という初期の目的は後退しよう。

(3) 日本の選択—対中政策としてのアジアの地域制度

(a) 対中ヘッジ政策としてのアジアの地域制度

日本の経済力が中国と拮抗している現在、日本は経済的な利益を確保するためにも、また中国が国際的に責任ある大国となるよう慫慂するためにも、地域制度を通じて中国に参与協調政策で臨むのが良策であろう。その際、日本は価値や規範を共有する諸国との連携強化が重要である。アメリカや韓国などとの連携強化が必要である。また、日米韓のようなトライアングル強化も不可欠である。対中ヘッジ戦略としての地域制度外交を成功させるためには、こうした連携を通じて日本の立場を強化することが大事である。

日本のヘッジ戦略にとって、アメリカが引き続きアジアに参与し続けることが絶対条件であり、日米関係の政治・経済・安全保障面での強化が不可欠であろう。また、北東アジアにおいては、韓国を中国の側に傾斜させないことが重要である。経済的な対中依存関係が深まるに伴って、韓国の対中配慮も強まっている。中国に対して韓国毅然とした対応を行うためには日米韓の協調体制の強化が必要である。ただし、韓国には日米韓関係強化を支持しつつも、それが中国を刺激することを懸念する人々も少なからずいることを認識し、洗練された対韓アプローチが不可欠である。

なお、アジアにおける力の変動の帰趨は当面不透明であると思われ、各国が「参与」、「牽制と均衡」などの多様な戦略（ヘッジ戦略）で対応する可能性が高い。それは、日本の国際的価値と交渉力を高める環境でもあることを認識すべきである。北東アジアにおける国力の現状を見れば、いずれの国にとっても日本との連携を強めておくことが将来の国際関係の変動に備える上で不可欠である。各国ともに日本との連携を重視する可能性は高い。日本はそうした国際関係の特徴と日本の交渉力を日本外交強化のために積極的に活用すべきであろう。

(b) 変動への備え

中国の力が引き続き拡大し、アメリカも力を回復し、その一方で日本の経済的な低迷が続く場合、地域制度の動向に日本が影響力を行使できる余地は小さいものになろう。アジア太平洋においても、東アジアにおいても、また北東アジアにおいても、事実上の G2 が形成され、アジアの国際関係の動向に米中関係が決定的な影響を及ぼすことになるだろう。

そうした事態にあってもなお日本の力が発揮できるように、G2 が生まれる前に日本は北東アジアの地域制度作りを進め、その中で日本の外交空間を確保すべきであろう。アジアの地域制度は、日本の外交空間を広げ、G2 という世界が生まれてもなお日本がアジアにおいて創造的な外交を展開する基盤足りうる（おそらく、「東アジア共同体」構想の意義は、そうした外交空間を広げる機能を有していることにある）。

あるいは、アメリカの力が低下し、中国の力がアジアで突出する事態もありうる。この場合、日米同盟は弛緩しよう。日本にとって、中国との関係を円滑に維持するためには、中国の要求を受け入れる以外に道がない可能性もある。軍事的には、中国に対抗するために日本の自主防衛力を格段に強化する道もありえようが、しかし中国との力の格差を念頭におくと、そうした対応が望ましい効果を持つ可能性は低いであろう。

日本にとって、そうした状況に直面する前に、日本経済の活力を取り戻す努力とともに、日本の力がまだ残っている時期に、日本にとって望ましい地域制度を構築する努力を推進すべきである。これは、北東アジアの地域制度についてもいえよう。北東アジアの地域制度を通じて個別分野ごとの協力を進めると同時に、日本にとって望ましいルールの形成を進めるべきであろう。その際、政治経済的な価値を共有し、国際政治経済のあり方について認識の近い韓国との連携が不可欠である。日韓で中国に対応する体制作りが大事である。

逆に中国が国内的な混乱（政治の混乱、経済の不振）に備えた地域制度も必要である。日本が中国との経済相互依存関係を今後も深めるであろうと予測すると、中国経済の不安定に備えて、中国を超えたアジア、アジア太平洋諸国との経済的な連携を支える地域制度が必要である。TPP への参加や、東アジアの FTA への日本の対応は、そうした点も考慮して推進すべきであろう。

もうひとつ日本が備えるべき変動は北朝鮮のそれであろう。若い指導者の権力掌握の程度については様々な議論があるが、北朝鮮の体制は断続的に軍事的な挑発を通じて周囲に緊張状態を生み出さないと国内的な体制が維持できない脆弱さを抱えていることはこれまで指摘されてきたが、この傾向は今後ますます強まることになるだろう。そうした挑発に対

して、国内外に深刻な社会・経済・政治的な課題を抱える中国は、「安定」を何よりも重視し、北朝鮮の体制を政治的にも経済的にも支え続けるであろうが、今後10～15年先を展望したとき、そうした挑発を断続的に繰り返しつつ、北の体制が脆弱性をさらに高め、事実上の崩壊状態に至る可能性はかなり高いであろう。実際、アメリカなどのシンクタンクからは昨年来、北の体制崩壊に備えた準備（特に関係する諸国との政策調整）の必要性を強調する報告書が相次いで公表された。そうした事態での対応は、軍事から社会経済、人道面まで多様な分野に及ぶ。日本としてもそうした事態に備えた法制度の整備や人的物的資源の再検討、米韓などの関係諸国との政策調整が急務である。

六者協議の枠組みを活用して、体制の動揺などの北朝鮮の非常事態が発生した際に、関係諸国との疑心暗鬼、誤算が生じないように、関係諸国との事前の協議を進めておくことが必要であろう。その際、日米間の政策調整が第一の課題だが、その際、主体的役割を演じたいという韓国の強い願望を十分に考慮し、韓国の「反日」的姿勢を惹起しないよう慎重な取り組みが必要である。また、中国は北朝鮮問題を第三国と協議することに今後も慎重な姿勢を取り続けるであろう。中国の対北朝鮮配慮は顕著である。そうした中国との間で非公式な協議を慎重に進め、非常時にしばしば発生する誤算(ミスパーセプション)を回避することが大事である。

北東アジア安保複合体の動態は、米中関係に規定される側面が強い。中国の経済的台頭が続く場合、そうした傾向はますます顕著になるだろう。しかし、米中二国間の動向のみがこの安保複合体の動態を規定する事態となることは日本にとって望ましくない。日本は、日米韓の政策調整を基本としつつ、日本の意向を米韓両国に伝えつつ、中国やロシアに対しても独自の対応を強化すべきであろう。

六者協議は今後も進展と停滞を繰り返そう。六者協議が短期間に北朝鮮の非核化という目的を達成する可能性は低い。北東アジア安保複合体においては、それを構成する諸国との力関係が大きく変動しており、相互の懸念や疑心暗鬼も根強い。六者協議が大きな進展を達成する可能性は小さい。しかし、同時に、北東アジア安保複合体の構成国からなる六者協議は、この地域の知政的条件に合致した制度であり、今後のこの地域の安全保障問題の行方を左右する主要な制度となってゆこう。上に指摘したように、仮に北朝鮮の非核化という目的が短期間のうちに実現できなくとも、六者協議制度を通じて北朝鮮の核開発に一定の歯止めを課すことは可能であり、またそうした共同作業が変動する北東アジアの

国際関係を安定化させる(主要国の間に北朝鮮の核問題をめぐる合意が形成される)上で重要な役割を果たそう。「六者協議は死んだ」という一般的評価とは裏腹に、六者協議は北東アジア安保複合体を支える有力な制度的基盤足りうるのである。それは、変動する北東アジアにおける日米中関係を安定化させる機能も担うであろう。

— 注 —

- 1 もちろん、安全保障の相互関係の濃淡を明確に区別することは難しい。ここでは、安全保障関係が相対的に深く結びついている諸国をまとめてそれを安全保障複合体と呼ぶことにする。
- 2 もちろん、こうした見方に対する反論、すなわち、北朝鮮の核開発はその政治体制に由来しており、北朝鮮はいかなる「にんじん」を提示しても核開発を放棄しないとの見方もありうる。この見方からすれば、核問題の解決には「体制転換」以外にない。この論文で検討したいのは、交渉による問題解決が仮に可能であるとすれば、そのためにはいかなる制度設計が必要かということである。つまり、北に核放棄の用意があるのか、その意思を「試す」ための制度設計を検討するということである。例えば、以下の報告書はそうした問題意識のもとに、核問題解決のために朝鮮半島の多様な軍事・政治・経済問題に包括的に取り組むことの重要性を指摘している。Report of the Atlantic Council working Group on North Korea(Co-Chaired by James Gooby and Jack N. Merritt), “A Framework for Peace and Security in Korea and Northeast Asia,” *Atlantic Council Policy Paper*, April 2007.
- 3 もちろん、この結果、より制度化された恒久的な多角的安保機構（例えば地域的な集団安全保障制度）がこの地域で形成される可能性もありうる。ただ、予見しうる将来、その可能性はほとんどなかろう。
- 4 ライスの外交顧問であったゼリコーの朝鮮戦争平和協定締結構想の背景にはそうした含意があるといえるかもしれない。Philip Zelikow, “The Plan That Moved Pyongyang,” *Washington Post*, February 2007. また、“Rice’s Counselor Gives Advice Others May not want,” *New York Times*, October 28 2006.